

灘山緑地
管理水準書

令和 6 年 12 月

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所

兵庫県まちづくり部公園緑地課

目 次

公園の概要	1
I 兵庫県立都市公園の整備・管理運営の基本計画の遵守	2
II 維持管理	3
1. 植物管理	3
第1節 樹木管理	3
第2節 芝生管理	5
第3節 草花管理	5
第4節 草地管理	6
2. 施設管理	7
第1節 日常点検	7
第2節 定期点検	7
第3節 法定点検	8
第4節 施設修繕	8
3. 占用施設	9
4. 清掃	9
第1節 建築物等清掃	9
第2節 園内清掃	9
III 運営管理	10
1. 安全巡視	10
2. 利用の指導	10
3. 利用の許可	10
4. 利用の増進及び住民参画の取り組み	11
IV 緊急時の対応	12
1. 災害・事故への対応	12
2. 警備	13
3. 損害保険への加入	13
V その他	13
1. 収益事業の実施	13
2. 県への報告	14
3. 県への損害賠償	15

灘山緑地 管理水準書

公園の概要

公 園 名：灘山緑地（都市緑地）

所 在 地：淡路市夢舞台

面 積：11.3ha

概 要：

灘山緑地は、淡路島の北端に位置する灘山の土砂採取跡地に残された広大な法面に緑を回復するため、潮風や岩盤等の気象条件・地質条件等の技術的課題を克服しながら整備した都市緑地で、園内にはクロマツ、エノキ、コナラ、ウバメガシ、ヤマモモ等の淡路に自生する樹種を植栽しており、この森にはキジやウグイス等の野鳥、野ウサギなどの小動物が生息し、蝶やクワガタムシの楽園となっている。また、緑地の中腹には全長 380m に渡る回廊風のプロムナードガーデンが整備され、国営明石海峡公園、淡路夢舞台、大阪湾などが一望できるビューポイントとなっている。

主要施設：

施設	概要	面積等
プロムナードガーデン（庭園）	緑の斜面地部に中腹に広がる自然散策型の庭園。地下支柱により植栽された力強い樹木、花の色彩美に加え、ダイナミックな眺望が楽しめる。	4,300 m ²
展望デッキ		95 m ²

利用状況：淡路夢舞台公苑に準ずる。

I 兵庫県立都市公園の整備・管理運営の基本計画の遵守

平成 28 年 6 月に策定した「兵庫県立都市公園の整備・管理運営の基本計画（ひょうごパークマネジメントプラン）」に基づき、県立都市公園の整備及び管理運営を行っている。

指定管理者は、この基本計画を踏まえた都市公園の管理運営を行うこと。

※「兵庫県立都市公園の整備・管理運営の基本計画(兵庫パークマネジメントプラン)」は兵庫県のホームページを参照すること。

HP アドレス：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks24/parkplan.html>

〈兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画〉

I 活力あふれる地域づくりに資する公園

- ①地域の活性化をもたらす公園づくり
- ②地域文化の保全・継承・新たな芸術文化を創造する公園づくり
- ③元気で健康的な生活に資する公園づくり

II 子育てに資する公園

- ④子育て世代を支援する公園づくり
- ⑤子どもを育む公園づくり
- ⑥3世代が楽しめる公園づくり

III 環境と共生に資する公園

- ⑦自然環境等を守り・生かす公園づくり
- ⑧環境との共生を学ぶ場としての利活用

IV 安全安心な地域づくりに資する公園

- ⑨安全な暮らしを支える防災拠点としての利活用
- ⑩安心地域づくりに役立つ公園づくり
- ⑪誰もが楽しく安心して利用できる公園づくり

V 持続可能なパークマネジメントの推進

- ⑫効率的な老朽化対策の計画的な推進
- ⑬社会変化を踏まえたリノベーション等の推進
- ⑭施設間連携、民間活力等の連携による効率的・効果的な事業推進
- ⑮より良いサービスを提供する管理運営体制等の工夫
- ⑯県民の参画と協働の活動を推進する仕組みの工夫
- ⑰効果的な広報の推進
- ⑱公園づくりの評価等の推進

Ⅱ 維持管理

以下、管理頻度等については標準値を示す。

1. 植物管理

第1節 樹木管理

公園利用者の安全と快適性の確保や周辺交通への安全確保、隣接地への影響を考慮して、剪定・枝下ろし・故損木の処理・害虫防除等の適切な管理を行う。特に、新たな地下支柱工法によりプロムナードガーデン等に植栽された高木等については、荒廃地の景観形成の先例として技術的にも注目されており、これらにも配慮した管理を行う。

1.1 管理対象範囲

公園全体の樹木を対象とし、樹木管理図、樹木総括表〔資料編〕を参照すること。

1.2 樹林管理

公園の大部分を占める自然樹林については、原則として、風倒、腐朽等の危険木処理、樹林地管理において支障となる樹木の伐採以外は人為的な管理は行わないこと。

1.3 高木剪定

高木剪定は自然樹形を活かすことを基本とし、樹木の健全な生育、園内景観の形成及び利用者の安全確保を目的として行う。

(1) 適用範囲：灘山緑地、プロムナードガーデンを中心とする主要エリア

(2) 頻 度：適宜

(3) 高木剪定等における留意事項

- ① 園路・広場等の樹木管理については、樹木の日常点検をおこない、倒木、枝折れ等を未然に防ぎ、公園利用者の安全を確保する。
- ② 道路等、周辺交通に対して影響のある樹木については、日常点検を行い、道路構造令等示される建築限界等を侵さないよう剪定等の管理を行う。また周辺交通管理者から要請があった場合は、速やかに対応する。
- ③ 隣接民地に対して影響のある樹木についても、上記と同様に樹木剪定を行う。
- ④ 上記①～③の剪定に関しては、樹形を損なうような強剪定を行うことなく、公園樹木としての美観・樹形に配慮し、適切な剪定を行う。
- ⑤ 剪定枝は、適切に処分する。

1.4 低木剪定

低木の植樹目的に応じ管理を実施する。花木は、園内景観の形成において重要であり樹種に応じた適切な剪定を行う。生垣については、その設置目的に応じて

剪定を行う。また、利用者の安全確保の観点からの管理を行う。

(1) 適用範囲：プロムナードガーデンを中心とする主要エリア、及び園路周辺

(2) 頻 度：適宜

(3) 低木剪定等における留意事項

① 樹木の特性に応じ、適切な管理を行う。特に、花木類を刈込む場合は、花芽の分化時期と着生位置に注意する。

② 機械刈りを行う場合は、必要に応じて刈込み後に刈込みバサミ等により切返し剪定を行い、樹冠を整えると同時に鋭角的な切り口を残さないなど刈後の安全に配慮する。

③ 剪定枝は、適切に処分する。

1.5 施 肥

高木であればその育成に必要な養分の補給となる元肥、花木においては樹木の生長に必要な養分を施すほか、開花後の樹勢回復のための追肥を適宜施す。

(1) 適用範囲：樹木管理図（資料編 P.3）に示す高木及び低木の範囲のうち、生育状況に応じて行う。

(2) 頻 度：適宜

(3) 施肥実施における留意事項

樹木の特性に応じ、適切な方法、時期、肥料の種類により施肥を行うこと。

1.6 病虫害防除

日常の巡視において病虫害の早期発見に努め農薬の使用は極力控える。病虫害の発生に対しては早急に対応する。

また、クビアカツヤカミキリの発生を確認した場合は、洲本土木事務所（以下「県担当部署」という。）と協議の上、必要な措置を講じること。

(1) 適用範囲：樹木管理図に示す高木及び低木の範囲

(2) 頻 度：適宜

(3) 薬剤散布に関する留意事項

① 薬剤の使用に関しては、農薬取締法等の農薬関連法規及びメーカーで定めている使用安全基準、使用方法を遵守する。

② 薬剤の種類は、状況に応じて決定する。

③ 事前に来園者及び周辺等にあらかじめ周知を行う。作業は来園者の少ない時間帯に行い、作業後は看板や張り紙等を設置し来園者に注意を喚起する。

④ 散布に際しては、周囲の対象植物以外のものにかからないよう十分注意して行う。

1.7 枯損木処理

枯損木処理にあたっては周辺樹木、施設、工作物等を損傷しないよう注意深く行う。

第2節 芝生管理

施設の利用状況、設置目的を勘案し、芝刈り、施肥、エアレーション、目土等の作業を適切に行い管理する。

2.1 適用範囲及び頻度

- (1) 適用範囲：芝地草地管理図（資料編 P.5）参照
- (2) 対象面積：5,840 m²
- (3) 頻 度：
 - ① 芝 刈：2回/年
 - ② 芝 施 肥：適宜
 - ③ エアレーション：適宜
 - ④ 目土掛け：適宜
 - ⑤ ブラッシング：適宜
 - ⑥ 除 草：適宜
 - ⑦ 灌 水：適宜

2.2 管理内容

それぞれの芝生地の整備目的及び利用状況を勘案し、芝生の管理目標を定め、状況に応じた管理を行う。

2.3 芝生管理における留意事項

- (1) 芝刈り作業を行う際は、十分に安全確保を行う。
- (2) 樹木の根際、柵類の周辺など機械刈りに適さない箇所は適宜、手刈りとする。
- (3) 施肥については肥料やけを起こさぬよう配慮する。
- (4) 芝カス、エアレーションコアなどは快適な公園利用に支障を及ぼさないよう適切な処理を行う。
- (5) 目土は、植物片、ガレキなどの混入が無いものを使用する。必要に応じてふるい分けしたものを使用する。

第3節 草花管理

草花は公園の華やかさを演出する重要な修景要素であり、各施設における草花の管理を適切に行う。花壇部分については、基本的に年2回：春（3～5月）秋（9～11月）の植え付けを行い、来園者を楽しませる草花の演出に努める。また、多年草については状況に応じ株分け、植替えを行う。

3.1 適用範囲

芝地草地管理図（資料編 P. 5）参照

3.2 管理内容

- (1) 花苗植栽：2回/年
- (2) 施肥：2回/年
- (3) 灌水：適宜
- (4) 花柄摘み：適宜
- (5) 除草：適宜

3.3 草花管理を行う上での留意事項

- (1) 花苗は発育良好で病虫害に侵されていないものとし、あらかじめ植え出しに耐えるよう栽培され、株立がしっかりし、細根の多く発生している、徒長していない整一な形態のものを使用する。
- (2) 育成する植物の選択にあたっては、人に害や毒のあるもの、植物自体にトゲのあるものはさける。
- (3) 植物の処理については、古株、雑草等は根より掘起し、土を払った後、適切に処理する。

第4節 草地管理

景観的配慮、利用状況を踏まえ快適な公園環境を維持すべく、適切に草地管理を行う。

4.1 適用範囲

芝地草地管理図（資料編 P. 5）で示す草地の範囲

4.2 頻度

- (1) 機械除草：9,000 m² 2回/年
- (2) 人力抜根除草：380 m² 1回/年

4.3 草刈を行う上での留意事項

- (1) 樹木、株物、施設等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう均一に刈込むとともに、植込地、構造物周辺等については、必要に応じて人力抜根除草により対応すること。
- (2) 樹木、株物、施設等の周辺も刈残しのないよう仕上げる。また、それらにからんでいるツル性雑草もきれいに除去する。
- (3) 刈草、刈跡は快適な公園利用に支障を及ぼさないよう適切な処理を行う。

(4) 草刈作業を行う際は、十分に利用者の安全確保を行う。

2. 施設管理

公園施設については、利用者が安心して快適かつ楽しく公園を利用できるように常時良好な状態を維持すること。

このため、以下に示す施設毎に、主として目視による日常点検に加え、法定点検や施設の性能維持を目的とした定期点検を実施する。

実施にあたっては、具体的な「公園施設の点検表」を指定管理者において作成し、管理を行うとともに、点検結果や修繕履歴の整理、記録保存を行うこと。

第1節 日常点検

職員などが日常的に行う点検であり、主として目視・触診、必要に応じて打診・聴診等を行い、施設の変状や異常の有無を調べること。

1.1 対象範囲（公園全域の施設を対象とし、公園台帳を参照すること）

- (1) 工作物（公園全域の工作物）
- (2) 雨水排水設備
- (3) 給水設備
- (4) 電気設備

1.2 頻度

1 回/日

1.3 留意事項

- (1) 点検の範囲や頻度に応じた点検表に基づき点検を実施すること。
- (2) 点検により異常が発見された場合は、すみやかに必要な修繕等の措置を講ずるとともに、措置を講ずるまでの間に事故が発生しないように対応すること。

第2節 定期点検

専門技術を有する者が目視・触診や打診・聴診により、または、用具・測定器具を使用し、施設の作動、損耗状況、変形等の異常について調べ、劣化判定及び診断を行うこと。

2.1 対象範囲

- (1) 工作物（公園全域の工作物）
- (2) 雨水排水設備
- (3) 給水設備
- (4) 電気設備

2.2 頻度

2回/年（ただし、雨水排水設備、給水設備については、1回/年）

2.3 留意事項

- (1) 点検の範囲や頻度に応じた点検表に基づき点検を実施すること。
- (2) 点検により異常が発見された場合は、すみやかに必要な修繕等の措置を講ずるとともに、措置を講ずるまでの間に事故が発生しないように対応すること。

第3節 法定点検

法令等に基づき、義務づけられている定期的な検査等

3.1 対象法令

- (1) 建築基準法
- (2) 電気事業法
- (3) 消防法
- (4) 水道法
- (5) 労働安全衛生法
- (6) その他上記に記載のない各法令

3.2 頻度

各法令等に基づく頻度

3.3 留意事項

- (1) 電気事業法第43条第1項に定める指定管理者が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を有資格者により実施すること。
- (2) 専門業者等により公園内の低圧電路の絶縁状態を常時監視すること。
- (3) 点検により異常が発見された場合は、すみやかに必要な修繕等の措置を講ずるとともに、措置を講ずるまでの間に事故が発生しないように対応すること。

第4節 施設修繕

施設の破損等の異常を発見した時は、日常的な維持管理に必要な修繕※¹を指定管理者が速やかに行う。大規模な修繕・改修※²が発生した場合は、指定管理者は応急処置により速やかに安全を確保したのち、県担当部署と協議の上修繕工事費負担区分を決定する。施設の耐用年数及び補修サイクルを補修の目安とする。

※¹ 日常的な維持管理に必要な修繕とは「施設又は設備の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実質上支障のない状態まで回復させることとし、消耗品の交換を含むもの」をいい、いわゆる小規模修繕のこと。

- ※ 2 大規模修繕・改修とは日常的な維持管理に必要な修繕業務の範囲を超える修繕をいう。

3. 占用施設

占用施設は県担当部署により確認の上、管理区分を把握する。

占用施設は占用者が管理を行う。指定管理者が占用施設の異常等を発見した時は、公園利用者の安全を確保すると共に、占用者及び県担当部署に連絡する。

4. 清掃

第1節 建築物等清掃

1.1 工作物清掃

- (1) 頻 度：4回/年
- (2) 方 法：工作物の掃き掃除及び、周辺のゴミ拾いを実施する。必要に応じてベンチなどの拭き掃除も行う。また定期的に、パーゴラや照明器具周辺のくもの巣除去などの作業も適宜実施し工作物の良好な状態を維持する。

第2節 園内清掃

2.1 園内清掃

- (1) 適用範囲：公園全域（清掃区域図（資料編 P.6）参照）

面 積：

名称	面積
プロムナードガーデン	4,330 m ²
園路	16,300 m ²
建物	100 m ²
その他園地	91,900 m ²

- (2) 頻 度：1回/月。ただし、利用状況に応じて適宜行う。

- (3) 方 法：

① 園内清掃

園内の紙屑、空カン、ビン、落葉、枯枝等の不要物を収集、所定箇所へ運搬して分類を行う。清掃及びゴミの集積回数は、公園利用状況に応じ利用者に不快感を与えないように常にきれいな状態を維持できるよう設定すること。なお、このうち落葉等の有機物については、樹木等の根元に集め、植栽地の表土保護として利用すること。県の指導がある場合は、これに従うこと。

② ゴミ処分

関連法令等を遵守し、事業所系一般廃棄物として処分すること。

2.2 雨水排水施設清掃

- (1) 適用範囲：排水施設、開渠側溝及び排水会所
- (2) 頻 度：1回/年。ただし、梅雨前、台風時期、落ち葉時期他必要に応じて適宜行う。
- (3) 方 法：排水機能に支障が無いよう、ゴミ、落ち葉等を適宜除去し、必要に応じて、泥上げ等の作業を行う。

Ⅲ 運営管理

1. 安全巡視

1.1 パトロール

- (1) 適用範囲：公園全域
- (2) 方 法：安全で快適な公園利用ができるように日常及び定期的に巡視を行い、異常箇所が発見された場合は、速やかに補修や改修を行うとともに、補修等が完了するまでの間においても、確実な事故防止対策を講じること。適切に公園が利用されているか、又は他の利用者の利用を妨げたり、著しい迷惑となる行為が行われていないかなどに注意してパトロールを行う。実施にあたっては巡回ルートなどを設定した実施計画を策定し、それに基づき実施する。イベント等開催時や駐車場の混雑時には、必要に応じて警備を行うなど、安全確保に十分配慮すること。

1.2 救護

園内において人身事故、事件が発生した時は、指定管理者は現地に急行し事故者の保護に努め、事故・事件関係者の把握に努める。状況に応じ救護の必要があれば、応急手当、消防・警察への通報、病院への搬送等、適切な措置をとるとともに、県担当部署に報告すること。また、病院、消防署、警察署、県との緊急時連絡体制を整えなければならない。スタッフはこれらの事態の発生に適切に対応するため、救命講習会等の受講に努めること。

2. 利用の指導

2.1 施設利用方法の指導

公園内工作物の利用方法の指導を行う。特に安全利用を重視し、危険行為や迷惑行為の防止を図る。

施設を損傷させる恐れのある行為については、未然に防止する。

3. 利用の許可

3.1 占用の許可及び行為の制限

兵庫県立都市公園条例施行規則第8条に基づき、都市公園法第7条第6号、兵庫

県立都市公園条例第4条第1項第4号及び第5号の規定に基づく権限は、指定管理者が行うものとする。上記の許可を行った場合は、県担当部署に許可書の写し及び関係書類を送付する。

4. 利用の増進及び住民参画の取り組み

4.1 広報活動

(1) 内 容：

- ① 公園の存在、内容を知らせる。
- ② 公園で行われる催しを知らせる。
- ③ 休業日・利用時間・利用方法を知らせる。
- ④ 有料施設の案内・宣伝。

(2) 方 法：パンフレット、ホームページ、SNS、イベント、新聞、雑誌等

4.2 利用者及び住民の参画

県民が公園に求めるものを的確に把握し、それらに対応して公園の魅力を高めることに努め、県民の参画と協働の機会を増やし、多くの県民に公園と関わってもらうことによって親しみある公園と認識されるように努める。

- (1) 住民参画による公園の管理運営について積極的に取り組むこと。
- (2) 公園利用を促すイベント等の企画及び実施を行うこと。
- (3) 新設される「園芸療法ガーデン」におけるイベント等について運営に当たる淡路景観園芸学校に協力すること。

4.3 利用促進事業

利用促進事業は、公園の魅力を高め、県民の参画と協働の公園づくりに資するなどの公益的な目的のために幅広い層の人を対象に、指定管理業務の一環として行う事業である。公園の資源を活かしたプログラムや、参画と協働による取組、公園の広報につながる事業などの提案を求める。

さらに、指定管理者主催のイベントのほか、地域住民やボランティアによる自主イベントを受入れ、県民の自己実現の場を提供するなど、地域一体となった利活用の推進に努めること。このとき、材料代など最低限の費用を徴収することは可能である。

なお、たとえ「支出が収入を上回る事業」であっても、その内容が上記のような公益的目的を有しないようなイベント等は、収益事業として実施すべきものであり、利用促進事業として実施することはできない。

IV 緊急時の対応

1. 災害・事故への対応

公園施設を常に良好な状態に保ち、気象情報等に注意して災害・事故の未然防止、被災の最小化に努めるとともに、災害・事故発生時においては、適切かつ迅速な対応を行う。

1.1 災害への対応

(1) 防災対策マニュアルの策定

台風、豪雨、地震、火災などの緊急時に適切かつ円滑な対応を行うため、防災対策マニュアルを県の承認を得て策定し、緊急時には基本的にこのマニュアルに基づき行動する。

(内容)

防災体制、連絡体制、職員行動計画、二次災害の防止など

(2) 災害時の措置

- ① 県から発令される指令・指示に従うものとする。
- ② 緊急点検を実施し、被災状況と危険箇所を把握し速やかに点検結果をとりまとめ、資料を県に報告すること。災害予算等の資料作成等に協力を行うこと。
- ③ 人命の安全確保を優先し、二次災害の防止に努める。
- ④ 二次災害の防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合においては、あらかじめ県の意見を聞かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
- ⑤ 前項の場合においては、そのとった措置の内容を県に直ちに報告しなければならない。

(3) 災害復旧

① 応急対応

危険回避のために必要な場合は最低限の範囲で速やかに応急対応を行うこと。

② 災害復旧のための実施協力を行うこと。

1.2 事故への対応

(1) 事故対策マニュアルの策定

事故、急病・けが、危険生物（マムシ、スズメバチ類の針傷等）への対応、事件等が起こった場合に、適切かつ速やかな対応を行うため、あらかじめ事故対策マニュアルを県の承認を得て策定する。

内容：人命の安全確保を優先、連絡体制、職員行動計画など

(2) 事故時の措置：

- ① 重大な事故（公園施設に起因する 30 日以上の治療を要する重傷者又は死者

の発生する事故)については、必ず県に報告、その他の事故については適宜報告する。

- ② 事故が発生したときは、直ちにその状況を把握し、人命の安全を優先した最善の措置をとらなければならない。
- ③ 事故防止等のため必要があると認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合においては、あらかじめ県の意見を聞かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

1.3 訓練・予防

- (1) 緊急時に際して適切、円滑に行動することができるよう、防災訓練、消火訓練、人命救助訓練等を行うものとする。
- (2) 夜間パトロールの実施やたき火等の危険行為に対しての注意の喚起等、災害・事故の予防対策を講じる。

2. 警備

防犯、火災監視、設備監視のため、夜間及び休業日の警備を行うこととして、警備実施計画を県へ報告すること。

3. 損害保険への加入

3.1 第三者損害保険への加入

事故の原因が公園施設そのものの欠陥の場合は県の責任となるが、管理の瑕疵による場合は、指定管理者の責任になるので、下記と同等以上の損害賠償保険に加入すること。

また、施設の利用者に対しては、事故を防止する対策を求めるとともに、施設の機能や性能を考慮し、都市公園の管理上、指定管理者が必要と判断する場合には、損害保険の加入を義務づけることとする。

(内容) 公園等総合責任賠償責任保険

対人賠償 1人につき1億円 1事故につき3億円

対物賠償 1事故につき500万円

V その他

1. 収益事業の実施

指定管理者は、指定管理業務以外で、都市公園法及び兵庫県立都市公園条例で認められた範囲で、指定管理者が知事の許可を得て公園内において自らの責任で収益事業を行うことができる。

2. 県への報告

2.1 報 告

- (1) 指定管理業務開始に先立ち、園内及び公園施設の確認を行い、公園台帳との異同など現状を県に報告する。
- (2) 入園者数及び有料施設等の利用状況の報告を行う。
- (3) 各報告事項は、所定の様式に基づき作成し、県に提出しなければならない。

① 日報

利用状況、維持管理作業等の状況について、日報を記録し、県の求めに応じ報告できるように整理を行っておくこと。

② 月報

入園者数、有料施設等の利用状況及び維持管理作業状況を所定の様式に基づき報告、提出すること。

③ 年報

上記を月別にまとめたものを報告、提出すること。

④ 日入園者数の把握

有料施設の利用者数、駐車台数や必要に応じ目視による調査を行うとともに、既存過去データも参考にして、入園者数を把握すること。

⑤ 利用者満足度調査

公園に対する県民ニーズを的確に把握し、県民サービスの向上に生かすため、利用者満足度調査を実施すること。

なお、調査項目、調査日については、県と協議の上決定すること。

【年間目標調査数】

・公園利用アンケート：合計200人程度(通年)

・イベントアンケート：合計200人程度

(原則2回以上：春、秋のイベントで各1回以上)

・施設アンケート：合計100人程度(通年)

※ 利用者満足度調査の結果は、県が実施する管理運営評価に反映するものとする。

⑥ 自己評価

毎年度、管理運営に関する自己評価を実施、報告すること。

⑦ 苦情、要望等の特別な事項については県へ報告すること。

⑧ 利用促進事業の内容及び収支について報告すること。

⑨ 収益事業の収益を指定管理業務に充当している場合は、内容及び収支を報告すること。

※ 調査の実施あたっては、必要に応じて淡路夢舞台公苑での利用者満足度調査と合同で行うなど、効率的に実施することも可とする。

- (4) 指定管理者が実施する施設修繕等により、公園台帳に変更が生じる場合は、「施設台帳等の作成の手引き(兵庫県土木部)」により台帳の修正を行い、「施設台帳等作成チェックリスト」とあわせて業務完了時に成果品として県に提出すること。

3. 県への損害賠償

3.1 損害賠償

指定管理者が業務遂行に当たり、県に損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。